

今年は市制施行30周年です

市民ぐるみで 住みよいまちづくりを

環境整備基本条例——その一二

先号に續いて「新津市環境整備基本条例」の紹介で化について、皆さんとともに考えてみたいと思います。今号は、屋外広告物、なお条例の全文は、先号に掲載しております。

アーケードの 通行確保を

まちの美観、あるいは交通安全の支障となつてゐるものに、通路にはみ出した広告物や商品があります。

いう法律があり、それに基づいて新潟県でも条例を定めています。環境の美観と風致の保全、あるいは危険防止などを図るために、広告物の掲出を禁止する区域や場所を定め可制しているのです。またこの条例の中では、交通安全を阻害するおそれがある広告物や物件の掲出を一般的に



歩行者の安全を守るアーケード

に禁止しています。極めて常識的なことですが、今日ではこれがいろいろと問題となつてゐるのが現状なのです。

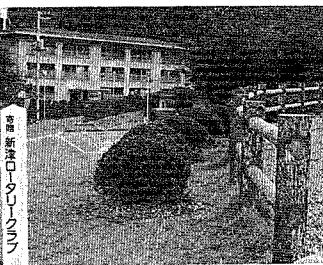
すし、歩道も思つようくに連れないとあつては、歩行者はどうしたらいいのでしょうか。交通の安全を阻害するおそれ

のある広告物や物件の掲出問題は、まちづくりへの向けの市民の良識にかかっていいでしょ。

合で犬が飼われていると推測され
されています。犬や猫などの
ペット類は、飼っている人に
は大変可愛いものでしよう
でも、飼っていない人、犬、
猫が嫌いな人にとっては、大
変な迷惑となることがあります。
よく聞く話に、郵便配達員
が犬に吠えられた、襲われ
た、というのがありますね。

マナー守つて
また近年は、ペット公害といわれるほど、ペットに関する苦情が市役所へ多く持ちこまれています。たとえば、「犬に吠えみつかれた」、「隣の犬の吠える声で安眠できないなどです。

合で犬が飼われていると推測されています。犬や猫などのペット類は、飼っている人に大変可愛いものでしょう。でも、飼っていない人、犬、猫が嫌いな人にとっては、大きな迷惑となることがあります。よく聞く話に、郵便配達員が犬に吠えられた、製わかれたりした、というのがありますね。人に迷惑をかけないために、犬、猫にかぎらず、ペット類は絶対に放し飼いにしないでください。そして外へ連れ出さときは、短く、丈夫な綱をつけ、糞(こ)糞(こ)書をまき散らさないために袋を持つ。これらは、ペットを飼育する人の最低限のマナーでしよう。動物の習性に応じた、責任ある飼育管理をお願いしたいものです。



秋葉公園をさつきの花園に
さきごろ、新津ロータリークラブの皆さんが、秋葉公園の正面広場に、さつき(15万円相当)を植樹してくれました。でもご紹介したように、秋葉公園にイオンスクラブの皆さんもさつきを植ねねであります。来年のお楽しみです。

お買物、ご用命は市内で

花 に託して心を贈る
慶弔用贈花・供花の御用命は
新町一丁目 小林生花店

お買物、ご用命は市内で

11時～2時迄

サービス・天ぷら定食…¥400
特製みそラーメンをどうぞ

食堂 まつさか

2-3987

秋葉山が素晴らしくなりました
団体様の弁当より、
そば・丼物・一品料理
名物おでん
噴水広場の上 無料休憩所
食堂・松櫻